

## 武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、住宅用地球温暖化対策設備の普及を促進することにより、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの削減を積極的に支援し、環境問題についての意識の高揚を図るため、住宅用地球温暖化対策設備を導入する者に対し、予算の範囲内において交付する武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、住宅用地球温暖化対策設備とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住宅用太陽光発電施設（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）50キロワット未満の設備に限る。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によるものであること）
- (2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (5) 電気自動車等充給電設備
- (6) 太陽熱利用システム
- (7) 断熱窓改修工事
- (8) 高性能外皮等

### (補助対象設備)

第2条の2 補助金の交付対象となる住宅用地球温暖化対策設備（以下「対象設備」という。）は、未使用のもので、かつ、リース品でないものとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に該当するものとする。

- (1) 前条第1号から第7号までの対象設備 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領における設備に関する要件を満たしたものであること。

(2) 前条第8号の対象設備 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領における設備に関する要件を満たしたものであること又は住宅性能表示制度等による断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級がZEH基準の水準の等級に適合したものであること。

2 対象設備の区分は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自らが所有し、かつ、居住する町内の住宅に対象設備を新たに設置する者

イ 第三者が所有する町内の住宅に居住する者で、当該住宅の所有者の承諾を受けて、当該住宅に対象設備を新たに設置する者

ウ 自らが所有し、かつ、居住する目的で住宅を町内に新築し、これに合わせて対象設備を設置する者

エ 自らが居住する目的で建売住宅供給者から町内の対象設備付き住宅を購入する者（以下「設備付き住宅購入者」という。）

オ 自らが所有し、かつ、居住する目的でZEH基準の水準の省エネルギー性能を持つ住宅を町内に新築する者

カ 町内に新築されたZEH基準の水準の省エネルギー性能を持つ住宅を自らが居住する目的で購入する者

(2) 実績報告書の提出時に町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）の規定に基づく当町の住民基本台帳に記録されている者

(3) 町税を滞納していないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(5) 対象設備を設置する住宅が店舗等併用住宅である場合は、延床

面積の2分の1以上が居住の用に供するものであり、自らが所有し、かつ、居住する者であること又は自らが居住する目的で購入する者であること。

- 2 同一の補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。ただし、第11条の規定による当該設備の処分の承認を必要とする期間が経過している場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象設備の設置に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

- 2 補助金の額は、別表第2に掲げる額とする。

- 3 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必要事項を記入の上、別表第3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号ア及びイに掲げる者 対象設備に係る設置工事の完了前

(2) 第3条第1項第1号ウからカまでに掲げる者 住宅の引渡し前(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査及び調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の申請及び承認)

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交

付決定者」という。)は、交付申請書に記載された内容を変更する場合又は設備の設置、購入若しくは交付の申請を中止しようとする場合は、速やかに武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更等承認申請書(様式第4号)にその変更内容の分かる書類を添え、町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の変更により、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額に変更が生じた場合は交付すべき補助金の額を決定し、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により、補助金額に変更が生じない場合は、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金変更承認通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第8条 交付決定者は、当該年度の3月31日(同日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日)又は設備の設置工事の完了日若しくは住宅の引渡日から起算して60日を経過した日のいずれか早い日までに、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に別表第4に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、町長に対し武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金請求書(様式第9号)により補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、補助金を交付する。

(取得財産の管理及び処分)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保

守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

- 2 交付決定者は、別表第5に掲げる期間内において、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。
- 3 交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ武豊町住宅用地球温暖化対策設備処分承認申請書（様式第10号）を町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分する場合はその限りでない。
- 4 町長は、前項の処分承認申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、取得財産の処分を承認するときは、武豊町住宅用地球温暖化対策設備処分承認通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金の交付の条件に違反した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めた場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定をした後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しをした場合、既に補助金が支払われているときは、当該補助金額の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、返還請求を受けた者は、当該請求の日から起算して30日以内に返還するものとする。

（調査）

第14条 町長は、補助金の交付を受けて設備を設置した者に対し、必要

に応じて、地球温暖化防止に関する啓発事業への協力、売電量及び買電量等設備の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により協力を求められた場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る第11条から第15条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行し、改正後の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱は令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第2条の2第1項第2号に規定するBELSによるZEHの基準を満たした対象設備に係る第5条第1項の規定に基づく交付申請において、令和4年4月1日からこの要綱の施行の日までに着工又は引渡しが行なわれた対象設備に係る申請については、同条第2項の規定にかかわらず、着工後又は引渡し日後であっても、令和4年12月28日までの期間内に限りこれを行うことができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年7月22日から施行し、改正後の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱は令和4年4月1日から適

用する。

（経過措置）

- 2 改正後の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第2条に規定する太陽熱利用システムに係る第5条第1項の規定に基づく交付申請において、令和4年4月1日からこの要綱の施行の日までに着工又は引渡しがなされた太陽熱利用システムに係る申請については、同条第2項の規定にかかわらず、着工後又は引渡し後であっても、令和4年12月28日までの期間内に限りこれを行うことができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和6年6月20日から施行し、改正後の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）は令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和6年4月1日からこの要綱の施行の日までの間に改正前の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱第5条から第9条までの規定に基づく交付申請その他の手続きを行った者については、改正後の武豊町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の相当規定により交付申請その他の手続きがなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

単独設置・一体的導入の別	設備の区分
単独設置	家庭用エネルギー管理システム（H E M S）
単独設置	家庭用燃料電池システム（エネファーム）
単独設置	定置用リチウムイオン蓄電システム
単独設置	電気自動車等充給電設備
単独設置	太陽熱利用システム
一体的導入	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、定置用リチウムイオン蓄電システム）
一体的導入	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、電気自動車等充給電設備）
一体的導入	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、断熱窓改修工事）
一体的導入	一体的導入【Z E H水準】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（H E M S）、高性能外皮等）

別表第2（第4条関係）

設備の区分	補助金の額
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	補助対象経費の額とし、5,000円を限度とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象経費の額とし、50,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の額とし、200,000円を限度とする。
電気自動車等充給電設備	補助対象経費の額とし、25,000円を限度とする。
太陽熱利用システム	補助対象経費の額とし、自然循環型8,000円、強制循環型24,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム）	補助対象経費の額とし、230,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備）	補助対象経費の額とし、55,000円を限度とする。
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、断熱窓改修工事）	補助対象経費の額とし、60,000円を限度とする。
一体的導入【ZEH水準】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、高性能外皮等）	補助対象経費の額とし、80,000円を限度とする。

別表第3（第5条関係）

設備の区分	提出書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1 設備の設置概要書 2 工事請負契約書又は売買契約書の写し 3 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	写し） 4 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置
定置用リチウムイオン蓄電システム	図、住宅全体の平面図 5 工事着工前の設置予定場所の現況写真又は住宅
電気自動車等充給電設備	引渡し前の設置場所の現況写真 6 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考
太陽熱利用システム	書類 7 申請等の手続きを委任する場合は委任状
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム）	8 申請時に住民登録がある市町村の市町村税の完納が証明されている納税証明書又は町税の納付状状況等調査同意書 9 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者同意書 10 その他町長が必要と認める書類
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備）	
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、断熱窓改修工事）	
一体的導入【ZEH水準】（住宅用太陽光発電施設、家庭用工	1 設備の設置概要書 2 工事請負契約書又は売買契約書の写し 3 経費の内訳が明記されている書類（見積書等の

<p>エネルギー管理システム、高性能外皮等)</p>	<p>写し)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 設備を設置又は購入しようとする住宅の位置図、住宅全体の平面図</li> <li>5 工事着工前の設置予定場所の現況写真又は住宅引渡し前の設置場所の現況写真</li> <li>6 設備の規格等がわかるパンフレット等の参考書類</li> <li>7 申請等の手続きを委任する場合は委任状</li> <li>8 申請時に住民登録がある市町村の市町村税の完納が証明されている納税証明書又は町税の納付状況等調査同意書</li> <li>9 申請者と建物所有者が異なる場合は、建物所有者同意書</li> <li>10 国が実施するZEH支援事業の交付申請をした場合は、国が実施するZEH支援事業の交付申請書及び実施計画書の写し等(交付決定を受けている場合は交付決定通知の写しも含む。)</li> <li>11 国が実施するZEH支援事業の交付申請をしない場合は、BELS評価書の写し又はZEH基準の水準の省エネルギー性能を持つ住宅であることが確認できる書類</li> <li>12 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>
----------------------------	--

別表第4（第8条関係）

設備の区分	提出書類
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1 設備の設置費又は住宅の購入費に係る支払証憑の写し又は全額支払いの手続が完了していることを確認できる書類の写し（ただし、当該費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
定置用リチウムイオン蓄電システム	2 領収経費の内訳が明記されている書類（補助対象経費が確認できるもの）
電気自動車等充給電設備	3 工事完了引渡証明書等の工事期間が記載された書面
太陽熱利用システム	4 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの） 5 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもの） 6 設備付き住宅購入者にとっては、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し 7 住民基本台帳の閲覧同意書 8 その他町長が必要と認める書類
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム）	1 設備の設置費又は住宅の購入費に係る支払証憑の写し又は全額支払いの手続が完了していることを確認できる書類の写し（ただし、当該費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）
一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備）	2 領収経費の内訳が明記されている書類（補助対象経費が確認できるもの） 3 工事完了引渡証明書等の工事期間が記載された書面 4 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの） 5 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、

	<p>住宅の全景を含むもの)</p> <p>6 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し</p> <p>7 売電を行う場合は、電気事業者が系統接続することを承諾していることの確認書類及び余剰売電であることの証明書類の写し（「系統連系に係る契約のご案内」等）</p> <p>8 設備付き住宅購入者にとっては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し</p> <p>9 住民基本台帳の閲覧同意書</p> <p>10 その他町長が必要と認める書類</p>
<p>一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、断熱窓改修）</p>	<p>1 設備の設置費又は住宅の購入費に係る支払証憑の写し又は全額支払いの手続が完了していることを確認できる書類の写し（ただし、当該費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。）</p> <p>2 領収経費の内訳が明記されている書類（補助対象経費が確認できるもの）</p> <p>3 工事完了引渡証明書等の工事期間が記載された書面</p> <p>4 設備の保証書の写し（設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの）</p> <p>5 設備の設置状況・使用状況を示す写真（設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの）</p> <p>6 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し</p> <p>7 売電を行う場合は、電気事業者が系統接続することを承諾していることの確認書類及び余剰売電であることの証明書類の写し（「系統連系</p>

	<p>に係る契約のご案内」等)</p> <p>8 窓改修位置が明示された図面及び改修後の写真(全ての改修箇所について、着工前後の状況を示す写真と対照できるもの)</p> <p>9 窓改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類</p> <p>10 設備付き住宅購入者にとっては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し</p> <p>11 住民基本台帳の閲覧同意書</p> <p>12 その他町長が必要と認める書類</p>
<p>一体的導入【ZEH水準】(住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、高性能外皮等)</p>	<p>1 設備の設置費又は住宅の購入費に係る支払証憑の写し又は全額支払いの手続が完了していることを確認できる書類の写し(ただし、当該費用の内訳が不明な場合は、内訳を明らかにする書類を添付すること。)</p> <p>2 領収経費の内訳が明記されている書類(補助対象経費が確認できるもの)</p> <p>3 工事完了引渡証明書等の工事期間が記載された書面</p> <p>4 設備の保証書の写し(設備の製造者・型式・製造番号及び保証開始日が分かるもの)</p> <p>5 設備の設置状況・使用状況を示す写真(設備の製造者・型式及び製造番号が分かるもので、住宅の全景を含むもの)</p> <p>6 太陽電池モジュールの割付図、型式番号及び公称最大出力合計値が記載された出力対比表の写し</p> <p>7 売電を行う場合は、電気事業者が系統接続することを承諾していることの確認書類及び余剰売電であることの証明書類の写し(「系統連系に係る契約のご案内」等)</p> <p>8 ZEH基準の水準の省エネルギー性能を持つ</p>

	<p>住宅の購入者にあつては、住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記の写し</p> <p>9 国が実施するZ E H支援事業の交付申請をした場合は、国のZ E H支援事業の完了実績報告書の写し及び補助金額確定通知書の写し</p> <p>10 国が実施するZ E H支援事業の交付申請をしない場合は、B E L S評価書の写し又はZ E H基準の水準の省エネルギー性能を持つ住宅であることが確認できる書類（交付申請時に提出した場合は不要）</p> <p>11 住民基本台帳の閲覧同意書</p> <p>12 その他町長が必要と認める書類</p>
--	--

別表第5（第11条関係）

設備	処分の承認を必要とする期間
住宅用太陽光発電施設	設置が完了した日から17年
家庭用エネルギー管理システム（H E M S）	設置が完了した日から5年
家庭用燃料電池システム	設置が完了した日から6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から6年
電気自動車等充給電設備	設置が完了した日から5年
太陽熱利用システム	設置が完了した日から15年
断熱窓改修工事	設置が完了した日から6年
高性能外皮等	設置が完了した日から6年